

# 常陸大宮市の和紙作りに関する用具が、 国の登録有形民俗文化財に登録されます

## 常陸大宮市と和紙

常陸大宮市は、昔ながらの原料と手法を用いて和紙を生産している、県内で唯一の地です。現在、紙漉きを行っているのは、山方地域の専業の二軒のみとなっていますが、かつては、美和・緒川・御前山地域でも多くの家々が紙漉きを行っていました。原料となる楮の栽培は大宮地域でも行われていましたので、常陸大宮市全域が、和紙の生産に関わっていたこととなります。

江戸時代、現在の常陸大宮市域で生産された紙は、將軍や大名が使う超高級紙から、商家や一般庶民が利用する帳面や雨合羽・傘の原紙、落とし紙まで多種多様でした。紙の生産や流通の過程で水戸藩は多額の税を課し、藩の財政の三分の一は、紙の生産から得ていたといわれています。

この紙漉きの伝統が明治時代以降も引き継がれ、山方以外の地域でも昭和三十年代まで行われてきました。今回登録されることになった「常陸大宮及び周辺地域の和紙生産用具と製品」は、かつて紙漉きをしていた家々からご寄贈いただいた民具が主体となっています。

## 登録有形文化財とは？

「登録」有形文化財は、従来の国宝や重要文化財といった国レベルで厳選する「指定」制度では、失われてしまう文化財が多いため、より緩やかな規制のもとで幅広く保護の網をかけようと、一九九六年の文化財保護法改正により創設された制度です。当初は建造物のみが対象でしたが、二〇〇四年の同法改正によって有形民俗文化財と記念物（史跡・名勝・天然記念物関係）についても登録の対象となりました。

登録有形民俗文化財の登録、第一回目は、二〇〇六年で、昨年度までに二五件が登録されています。先月一月一八日に国の文化審議会が文部科学大臣に出した答申によって、常陸大宮市が収集した「常陸大宮及び周辺地域の和紙生産用具と製品」を含む四件が、新たに登録有形民俗文化財に登録されることが決定されました。これは、茨城県では初、関東でも四件目で、紙漉きに関する民具等の登録は、全国で初めてです。市内に残っていた道具が国民の生活文化を知るための貴重な資料と認められたことにより、私たちの先祖が寒中

に行ってきた厳しい営みが、ほんの少しですが報われることになりました。

## 登録になった資料群の特徴

今回登録の対象となった資料の総数は二五三点。昭和一〇～二〇年代を中心として、明治期から現代まで使用された用具と製品（楮の白皮・紙）を収集したものです。

特徴の一つは、楮の栽培・加工用具が含まれていること。当地で生産された楮は「那須楮」と呼ばれ、高い品質によって高級和紙の原料として現在も各地で重用されています。そしてもう一つの特徴は、近代になって土佐や美濃といった先進的な紙産地の技術や道具を積極的に採り入れて專業化していった生産者と、昔ながらの農閑期のみ操業する小規模生産者の、二系統の紙漉きが当地には存在し、用具やその名称に異なるものがあるということです。今回の調査・収集活動によって、二者には紙漉きの工程や技法にも、ちよつとした違いがあり、後者には、今まで不明であった、江戸時代以来の伝統的な当地の技法を知る手がかりが潜んでいることがわかってきました。

登録有形民俗文化財への登録は、資料収集や調査のゴールではありません。また、今回の資料群もすべての工程の用具がそろったものではなく、より充実させる必要があります。国指定重要有形民俗文化財を目指して、資料館では資料の収集と調査を今後も継続していきます。

## 資料群をより充実させて 重要有形民俗文化財へ

来月は、登録される資料にはどのようなものがあるか詳しくご紹介します。



▲楮のヒョヒトリ（昭和40年頃 撮影）これらの作業に使われた道具も登録有形民俗文化財として登録されます

く、より充実させる必要があります。国指定重要有形民俗文化財を目指して、資料館では資料の収集と調査を今後も継続していきます。

一点一点は、価値のないように見える古い道具ですが、まともれば国の宝となり、先祖から受け取った、子どもたちへの遺産となります。

かつて楮の栽培や紙漉きをしていた家、経験者について、ご存じのことがありましたらぜひ資料館に情報をお寄せください。

歴史民俗資料館大宮館

☎52-1450